

農業委員会の事業を紹介します

《農地の売買・転用等の許可に関すること》

○農地の売買・賃借（農地法第3条）

農地を耕作目的で売る・買う・借りる場合は池田町農業委員会の許可を受ける必要があります。

○農地転用の許可・届け出の申請（農地法第4・5条）

農地を農地以外の用途で使用する場合は、長野県知事の許可を受ける必要があります。

【申請受付】毎月1～8日（閉庁時は除く）詳しくは農業委員会事務局へお問い合わせください。

《農地パトロール等》

農地の有効利用のため農地パトロールを行っています。

5月26日、農地転用の許可を受けた土地の進捗状況を確認しました。今後も緑の帽子と腕章を着用した農業委員が農地パトロールを行いますので、ご協力をお願いします。



◇耕作放棄地をなくしましょう

田畑を荒らしたままにしておくとう害虫の発生源となり、近所の迷惑ばかりでなく、外来植物の繁茂や有害鳥獣のすみ場所となってしまいます。農地所有者の責任として、草刈り等適切な管理をお願いします。

【問い合わせ先】池田町農業委員会 Tel 62-3127

仲間募集中!!

〈町内団体活動紹介 NO. 3〉 池田町書道会

町芸術文化協会の設立初期から加入し、長らく町の生涯学習をリードしてきた池田町書道会。会の発足当初は20名を超える会員がいましたが、近年は会員が減少しており、新規会員を募集中です！

趣味や生きがいとして書を習いたい方、きれいな字を書けるようになりたい方、公民館でお待ちしております。



和やかな雰囲気の中、書に励みます

○活動概要

【日 時】毎週金曜日（第5週は活動なし）
午後6時から7時30分

【場 所】池田町公民館1階 学習室

【持ち物】用具は各自で用意（手本は支給）

【会 費】月2,500円

【団体に関する問い合わせ】

（代表者）中山 義至さん（林中）Tel 62-7937

○受講者の声

・きれいな字を書けるようになりたくて入会しました。上手いかわからないこともありますが、おもしろいです。

・集中して字を書いていると、充実した時間が過ごせます。

・外に出る良い機会です。

サポートセンターではサークルの活動支援として活動紹介を行っています。希望のある方はお問い合わせください。

そうだ、町民活動サポートセンター
利用してみよう。



VOL.4

お知らせ

「池田カラオケクラブ」の町芸術文化協会への入会が総会にて承認されました！

カラオケを通じて、たくさんの人と共に良き芸術文化を育んでいただきたいと思います。

【問い合わせ先】池田町町民活動サポートセンター（池田町公民館内）Tel 62-2058